

水泳競技の豆知識 1

パラリンピックにおける身体障害者水泳競技のクラス分け

(パラリンピックには聴覚障害の部門は歴史的な経緯からありません。)

1、 クラスを分けて競技を行うのは身体障害者だけではありません。

クラス分けは身体障害者スポーツの特徴ではありますが、身体障害者スポーツに限ったものではありません。一般の競技では男性と女性は別々に競技します。レスリングやボクシング、柔道など体重別にクラスを分けて戦う競技があります。男女の体格や、体重による差は明らかであり容易に勝敗が予測されます。練習の成果や競技力そのもので勝負することが競技スポーツでありますのでこれでは公平さが無いわけです。これと同じように、身体障害の重度な方と、軽度の方が勝負したら軽度の方が勝つことが容易に予測されます。

これでは、競技スポーツとしては成り立たちません。身体障害者の競技スポーツには、練習の成果を競うために、公平であると思われる身体障害同士をグループにして競技するシステムが必要となってきます。このシステムがクラス分けといわれるものです。

2、 身体障害者のクラス分けは、種類がいくつかあって、少し複雑です。

クラス分けは水泳や陸上といった競技種目の違いや、同じ種目でも国内大会か、国際大会か、あるいは障害種別団体の大会か、など大会により適応されるクラス分けシステムが異なります。

アテネパラリンピック大会では国際パラリンピック委員会が定めたクラス分け規則が適応されます。

水泳では、視覚障害者に国際視覚障害者スポーツ協会のクラス分け、肢体不自由者には国際パラリンピック委員会水泳部門の機能的クラス分けが適応されます。

3、 視覚障害は3つのクラス分類

視覚障害者は視力や視野の程度によりクラス分けされます。めがねやコンタクト等を用いた状態でどれくらいの視力があるか、視野があるかという検査を受けてクラスが決められます。視覚障害ではクラスは3つあります。(下記の表をご覧ください)

4、 肢体不自由は9から10のクラス分類

肢体不自由は切断、脊髄損傷、脳性麻痺等の原因により運動がしにくい状況ですので、運動がどの程度できるかによりクラス分けがされます。水泳の場合は水泳競技を行うのに

どの程度の運動機能が使えるかをみます。陸上と水泳では、競技する姿勢が違いますし、水に浮力の作用や、呼吸の違いがあり、必要とされる運動機能が違ってきますので、クラス分けの仕方也不一样。このように、競技種目ごとに必要とされる運動機能に基づいてクラス分けをするというシステムを機能的クラス分けと呼びます。水泳では9つから10のクラスに分けられます。(下記の表をご覧ください)

5、ベンチテスト、ウォーターテスト、競技観察の3つから決定される水泳の機能的クラス分け

水泳における機能的クラス分けは、必要とされる運動機能を点数化して、選手がどの程度の点数を持っているか(運動機能をもっているか)によりクラスを分けています。

運動の要素として、筋力(重力や圧力に対する抵抗力)、関節の動く範囲(柔軟性)、運動の滑らかさ(協調性)、および身長や手足の長さ(効果を発揮する部位の形態)等を検査します。それぞれの検査において尺度がありそれぞれに点数を配分します。これをベンチテストといひます。

次に、実際の水中で背浮きや伏し浮きの基本姿勢、自由形、平泳ぎ、背泳ぎ、バタフライといった泳法別に基本的な能力を検査します。水泳の技術が未熟なのか、障害が原因なのかを見極めます。これをウォーターテストと呼びます。ベンチテストとウォーターテストを総合してだされた点数により1から10(ないし9)の仮クラスに分けられます。その後、競技観察を経て確定されます。

6、泳法によってクラスの数異なります。

水泳は泳法によっても分けられます。クロール、背泳ぎ、バタフライをS(スイムの略)とし、平泳ぎをSB(スイムブレストの略)、個人メドレーをSM(スイムメドレーの略)とします。これは平泳ぎと他の種目に必要とされる運動機能が違うためです。肢体不自由のS及びSMのクラスは10クラス、SBのクラスは9クラスあります。

7、クラスを大まかにみると

クラスを表す数字が小さい方(例S1)が重度の障害で、大きい方(例S10)が軽度になっています。

S・SB・SM1から4は重度のクラス(入退水の介助が大体必要となります。)

S・SB・SM5、6は中度のクラス(入退水の介助不要な場合が多いが、水中スタートと台上スタートに分かれます。)

S・SB・SM7以上は軽度のクラス(大体台上からのスタートが可能です。)

S・SB・SM・11~13は視覚障害のクラス

という見方が可能です。

8、 クラス分けされたクラスの一覧は次の表のとおりです。

S(クロール、背泳ぎ、バタフライ)		
1	肢体不自由	例：最重度四肢麻痺
2	肢体不自由	例：重度四肢麻痺
3	肢体不自由	例：四肢の重度な切断や奇形 四肢麻痺
4	肢体不自由	例：四肢麻痺 三肢～四肢の切断や奇形
5	肢体不自由	例：体幹と両下肢の完全障害
6	肢体不自由	例：軽度体幹障害と両下肢完全障害、重度片麻痺、小人症
7	肢体不自由	例：両前腕切断、両大腿切断、片麻痺
8	肢体不自由	例：両下肢麻痺、片上腕切断、片上肢完全麻痺
9	肢体不自由	例：片下肢完全麻痺、片大腿切断、片前腕切断
1 0	肢体不自由	例：片下腿切断、片側の上肢または下肢の軽度な障害
1 1	視覚障害	視力0～光が分かる程度
1 2	視覚障害	視力0.03以下、あるいは視野5度以下など
1 3	視覚障害	視力0.1以下、あるいは視野20度以下など
SB(平泳ぎ)		
1	肢体不自由	例：重度四肢麻痺
2	肢体不自由	例：四肢の重度な切断や奇形 四肢麻痺
3	肢体不自由	例：四肢麻痺 三肢～四肢の切断や奇形
4	肢体不自由	例：体幹と両下肢の完全障害、重度片麻痺、
5	肢体不自由	例：軽度体幹障害と両下肢完全障害、小人症
6	肢体不自由	例：両上腕切断、両大腿切断、片麻痺
7	肢体不自由	例：両下肢麻痺、片上腕切断、片上肢完全麻痺
8	肢体不自由	例：片下肢完全麻痺、片大腿切断、両前腕切断
9	肢体不自由	例：片前腕切断、片側の上肢または下肢の軽度な障害
1 1	視覚障害	視力0～光が分かる程度
1 2	視覚障害	視力0.03以下、あるいは視野5度以下など
1 3	視覚障害	視力0.1以下、あるいは視野20度以下など

SM(個人メドレー)

1	肢体不自由	S と SB の 4 種目を総合的に見て、おおよそ平均的に決められる。 例 1 : S 5 , SB 3 の場合 SM = 4 例 2 : S 10、SB 9 の場合 SM 10
2	肢体不自由	
3	肢体不自由	
4	肢体不自由	
5	肢体不自由	
6	肢体不自由	
7	肢体不自由	
8	肢体不自由	
9	肢体不自由	
1 0	肢体不自由	
1 1	視覚障害	視力 0 ~ 光が分かる程度
1 2	視覚障害	視力 0 . 0 3 以下、あるいは視野 5 度以下など
1 3	視覚障害	視力 0 . 1 以下、あるいは視野 20 度以下など